

(証券コード 3226)
平成29年4月25日

投資主各位

東京都中央区日本橋一丁目4番1号
日本アコモデーションファンド投資法人
執行役員 登 張 信 實

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成29年5月18日（木曜日）午後5時30分までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約第14条において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす」旨を定めております。

従いまして、当日ご出席いただかず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、かかる投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますのでご注意くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階「プラザホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員2名選任の件
- 第3号議案 監督役員3名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.naf-r.jp/>）に掲載いたします。
 - ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメントによる「運用状況報告会」を実施する予定です。

- ◎ 本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本投資法人の投資主総会に係る決議につきましては、第7回の投資主総会まで、投資主様各位へ「投資主総会決議ご通知」と題する書面をお送りしてまいりましたが、本投資主総会より、この書面によるご郵送を廃止させていただくことにいたしました。本投資法人の投資主総会に係る決議の結果は、本投資法人のホームページ (<http://www.naf-r.jp/>) の「IRカレンダー」のページに投資主総会決議ご通知として掲載いたしますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 本投資法人は、主として居住の用に供される不動産関連資産を主な投資対象としていますが、これに加えて、主として宿泊の用に供され、又は供されることが可能な不動産関連資産にも投資することを可能とするため、規定の変更を行うものです（変更案第27条第2項）。
- (2) 租税特別措置法施行規則の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった規定を削除するものです（現行規約第27条第6項）。
- (3) 分配金額の定義について、一般社団法人投資信託協会の規則の内容と平仄を合わせるため、規定の変更を行うものです（変更案第34条第1項第1号）。
- (4) 本投資法人が合併を行った場合における合併報酬に関する規定を新設するものです（変更案第36条第5号）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第27条（投資態度）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 本投資法人は、主として居住の用に供される<u>不動産</u>（複数の不動産で一体開発若しくは一体利用されている場合を含む。）が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産（第28条第1項に掲げる資産をいう。）<u>に対して投資するものとする。</u></p> <p>3. ～5. （省略）</p> <p>6. <u>本投資法人は、本投資法人の有する資産の総額のうち占める不動産等（不動産（投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下この項において同じ。）</u>、<u>不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）の価額の割合を100分の70以上とする。</u></p>	<p>第27条（投資態度）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 本投資法人は、主として居住の用に供され、<u>又は供されることが可能な不動産</u>（複数の不動産で一体開発若しくは一体利用されている場合を含む。<u>以下この項において同じ。</u>）が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産（第28条第1項に掲げる資産をいう。<u>以下同じ。</u>）<u>を主な投資対象とする。また、これに加えて、主として宿泊の用に供され、又は供されることが可能な不動産が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産も投資対象とする。</u></p> <p>3. ～5. （現行どおり） （削除）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第34条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針 （省略）</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（投信法に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、<u>出資剰余金及び評価差額金</u>の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとする。</p> <p>(2) ～ (3) （省略）</p> <p>2. ～ 5. （省略）</p>	<p>第34条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針 （現行どおり）</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（投信法に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額<u>及び出資剰余金</u>の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとする。</p> <p>(2) ～ (3) （現行どおり）</p> <p>2. ～ 5. （現行どおり）</p>
<p>第36条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準） （省略）</p> <p>(1) ～ (4) （省略） （新設）</p>	<p>第36条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準） （現行どおり）</p> <p>(1) ～ (4) （現行どおり）</p> <p><u>(5) 運用報酬V</u> <u>他の投資法人との間で行う新設合併又は吸収合併（但し、本投資法人が吸収合併消滅法人となる吸収合併を除く。）において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合には、本投資法人は、当該合併時において当該他の投資法人が保有していた不動産等及び不動産対応証券の合併時における評価額に0.5%を乗じて得た金額を上限とし、資産運用委託契約に定める額を支払う。</u></p> <p><u>当該報酬は、合併の効力発生日から3ヶ月以内に、支払うものとする。</u></p>

第2号議案 執行役員2名選任の件

執行役員登張信實及び伊倉健之の2名は、平成29年5月20日をもって任期満了となりますので、執行役員2名の選任をお願いするものです。なお、執行役員の任期は、平成29年5月21日から2年とします。

また、執行役員選任に関する本議案は、平成29年4月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意をもって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、並びに本投資法人における地位及び担当
1	池田 孝 (昭和24年5月1日)	昭和47年4月 三井不動産株式会社 入社 平成10年4月 同社 資産マネジメント本部資産情報営業部長 平成12年4月 同社 住宅事業本部都市開発第二事業部長 平成13年4月 同社 執行役員 住宅事業本部都市開発第二事業部長 平成15年4月 同社 グループ執行役員 三井不動産販売株式会社(現 三井不動産リアルティ株式会社) 代表取締役副社長 平成18年4月 三井不動産住宅サービス株式会社(現 三井不動産レジデンシャルサービス株式会社) 代表取締役社長 平成23年4月 三井不動産株式会社 顧問 三井不動産住宅サービス株式会社(現 三井不動産レジデンシャルサービス株式会社) 取締役会長
2	伊倉 健之 (昭和36年8月10日)	昭和59年4月 三井不動産株式会社 入社 平成22年4月 同社 業務管理部長 平成24年4月 同社 企画調査部長 平成27年4月 株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメント 出向 代表取締役社長(現任) 平成27年5月 日本アコモデーションファンド投資法人 執行役員(現任)

- ・執行役員候補者伊倉健之は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結している株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメントの代表取締役です。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・執行役員候補者池田孝と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記各執行役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で所有していません。
- ・執行役員候補者伊倉健之は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員袖山裕行、太田恒久及び齋藤弘明の3名は、平成29年5月20日をもって任期満了となりますので、監督役員3名の選任をお願いするものです。なお、監督役員の任期は、平成29年5月21日から2年とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位
1	おお た つね ひさ 太田恒久 (昭和28年3月2日)	昭和53年4月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属 和田良一法律事務所 入所 平成4年3月 太田・石井法律事務所 開設(現任) 平成9年6月 経営法曹会議 常任幹事(現任) 平成14年1月 金融整理管財人(船橋信用金庫) 平成19年4月 第一東京弁護士会 副会長 平成21年6月 新司法試験 考査委員(労働法担当) 平成26年4月 一般社団法人全国社会保険協会連合会 監事 (現任) 平成27年5月 日本アコモデーションファンド投資法人 監督役員(現任)
2	さい とう ひろ あき 齋藤弘明 (昭和35年12月21日)	昭和58年9月 玉置税理士事務所 入所 昭和62年3月 税理士登録 昭和62年9月 小泉税理士事務所 入所 平成3年1月 佐藤税理士事務所 入所 平成3年11月 東北総合鑑定所 入所 平成11年2月 不動産鑑定士登録 平成12年3月 キャンベール不動産鑑定事務所 (現 アルタ東京不動産鑑定事務所) 開設 (現任) 平成13年1月 国土交通省 地価公示鑑定評価員 平成15年1月 福島地方裁判所 競売評価人 平成16年4月 福島家庭裁判所 家事調停委員 平成16年4月 福島地方裁判所 民事調停委員 平成18年1月 福島地方裁判所 借地借家法による鑑定委員 平成18年12月 税理士法人アルタ東京会計事務所 (現 辻・本郷税理士法人) 開設(現任) 平成25年8月 アルタ東京行政書士事務所 開設(現任) 平成27年5月 日本アコモデーションファンド投資法人 監督役員(現任)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 重 要 な 兼 職 の 状 況 及 び 本 投 資 法 人 に お け る 地 位
3	ます だ みつ とし 増 田 光 利 (昭和43年3月27日)	平成2年10月 朝日新和会計社(現 有限責任あずさ監査法人) 入社 平成6年4月 公認会計士登録 平成13年12月 公認会計士増田会計事務所 開設(現任) 平成19年12月 株式会社えいえん堂 代表取締役(現任) 平成23年10月 株式会社オークセール(現 シロカ株式会社) 監査役(現任) 平成25年4月 一般財団法人林レオロジー記念財団(現 公益財団法人林レオロジー記念財団) 監事(現任) 平成26年3月 株式会社シー・エス・イー 監査役(現任) 平成26年6月 株式会社フジミ 監査役(現任) 平成28年3月 株式会社エプコ 取締役・監査等委員 社外取締役(現任)

- ・ 上記各監督役員候補者は、上記記載以外の他の法人の役員である場合がありますが、それらを含め、上記各監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 監督役員候補者太田恒久は、太田・石井法律事務所の弁護士です。
- ・ 監督役員候補者齋藤弘明は、アルタ東京不動産鑑定事務所の不動産鑑定士です。
- ・ 監督役員候補者増田光利は、公認会計士増田会計事務所の所長及び株式会社えいえん堂の代表取締役です。
- ・ 上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で所有していません。
- ・ 監督役員候補者太田恒久及び齋藤弘明は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

参考事項

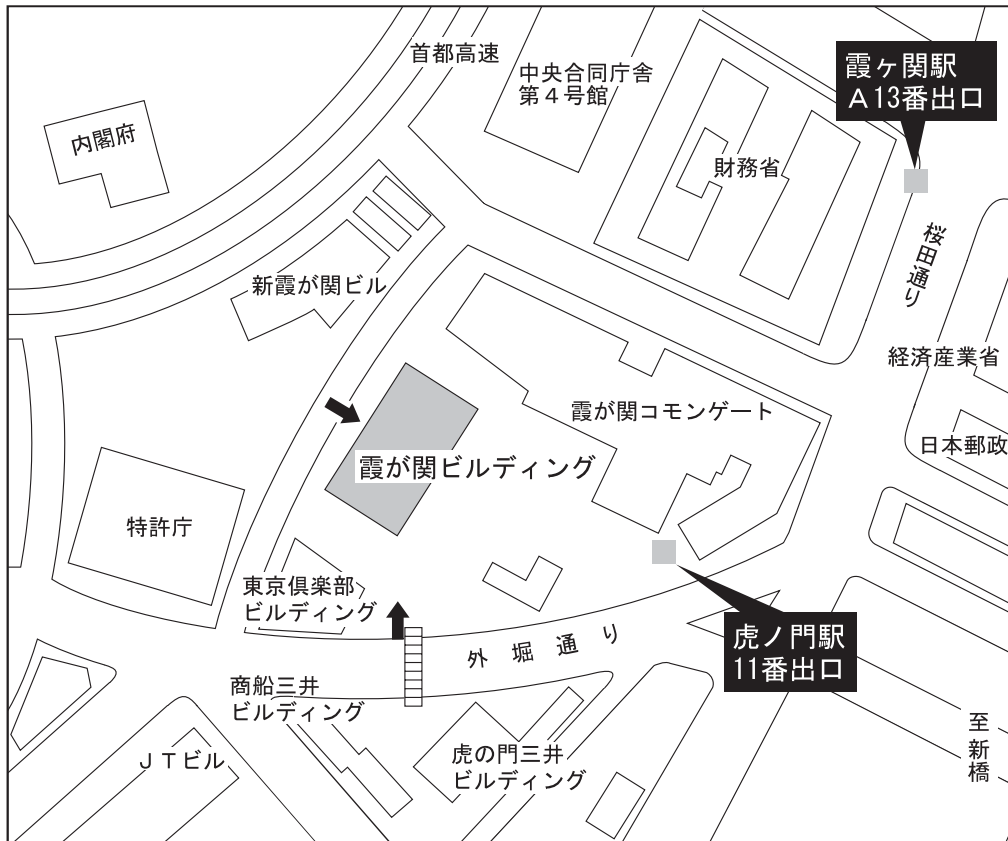
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

第8回投資主総会会場ご案内図

霞が関ビルディング1階「プラザホール」

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号



地下鉄 銀座線 虎ノ門駅11番出口より 徒歩約3分

千代田線

丸ノ内線

日比谷線

霞ヶ関駅A13番出口より 徒歩約9分

なお、当日は、本投資主総会用駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。